

まちづくりナビ



みなさん、
届出制度へのご協力をお願いします！

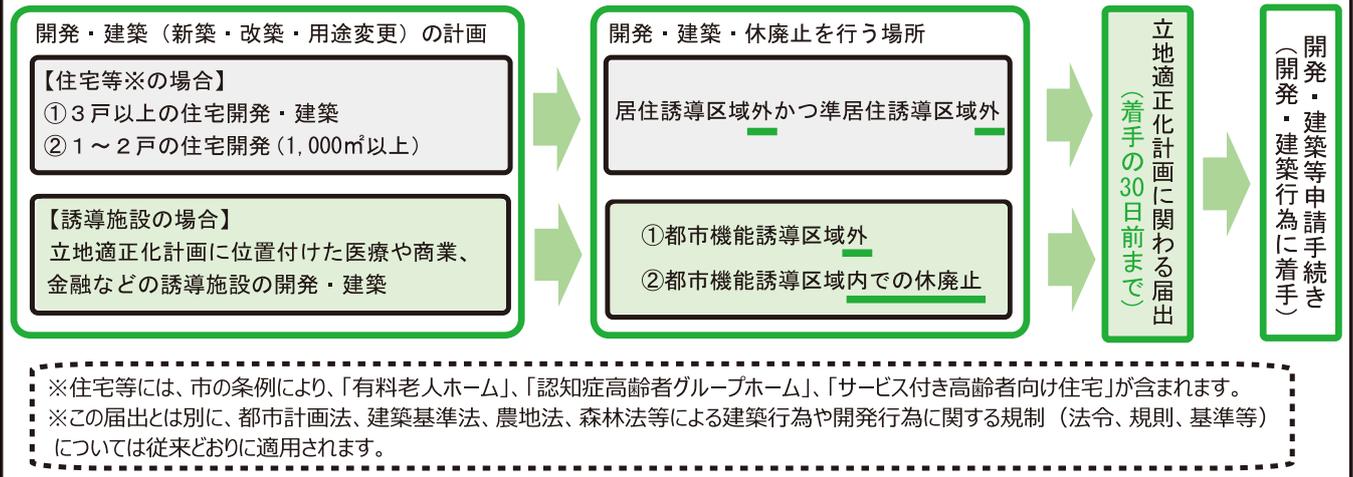
笠間特別観光大使
笠間のいな吉®

今回は、令和2年10月1日から開始される笠間市立地適正化計画による届出制度についてご説明します。

立地適正化計画による届出制度

本届出制度は、計画的なまちづくりを進める観点から、開発や建築等の動向を把握し、誘導区域内への住宅や誘導施設の立地を促すためのものです。誘導区域の内外において、以下の行為を行う場合には、その行為に着手する30日前までに市への届出が必要となります。

【届出の流れ】



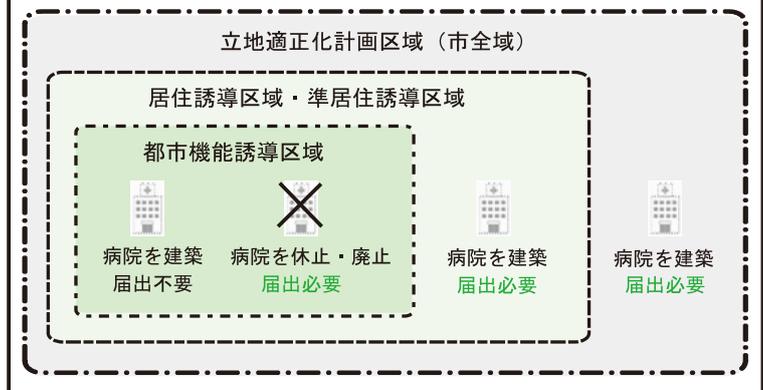
【届出の要否の例】

例①
同時に3戸の戸建てや集合住宅等の開発・建築行為
届出必要

例②
同時に2戸の戸建て住宅等の開発行為で開発面積900㎡
届出不要

例③
1戸の戸建て住宅等の建築行為
届出不要

【(例) 誘導施設が「病院」の場合】



【届出制度Q & A】

- Q. 今の土地に、家を建てられなくなるの？
⇒ A. 今までと変わらず建てられます。1戸の戸建住宅の建築であれば、誘導区域の内外を問わず、届出不要です。なお、建築確認を取るなど従来どおりの手続きが必要です。
- Q. 届出により、誘導区域外の開発や建築行為は規制されるの？
⇒ A. 届出制度は立地の動向を把握し、区域内への立地の誘導を促すためのもので、区域外での開発行為や建築行為を規制・制限するものではありません。
- Q. この届出は、開発許可申請や建築確認申請の前に行わなければならないの？
⇒ A. 法的には申請の前後の定めはありませんが、行為の動向等を把握するためのものになりますので、各申請の前に行っていただくようお願いします。

※各種区域のご説明や届出制度の手引き等、立地適正化計画の内容は笠間市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】都市計画課（内線586）

次号は、景観計画（案）についてお知らせします。